平成２２年（フ）第７２４号
大分市田室町９番80号　アーバン田室1023
債務者　城野　忠義
1　決定年月日時　平成23年２月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月４日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第１６号
大分市大字横尾3521番地の６　コスモシティ横尾706
債務者　林　　千恵
1　決定年月日時　平成23年２月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月４日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第１１１号
大分県中津市丸山町71番地　セジュールソシア201号
債務者　宇田川浩行
1　決定年月日時　平成23年２月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月４日まで
大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２３年（フ）第１０号
宮崎県北諸県郡三股町大字樺山1888番地18
債務者　下西　克博
1　決定年月日時　平成23年２月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月４日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２３年（フ）第９号
鹿児島県鹿屋市大浦町11462番地　県営大浦団地５棟34号、旧住所大阪府堺市堺区向陵西町２丁８番14号
債務者　田中　雅美（旧姓藤本）
1　決定年月日時　平成23年２月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月４日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２２年（フ）第２５９号
宮城県大崎市鳴子温泉字関口65番地38
債務者　高橋　正利
1　決定年月日時　平成23年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月５日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２３年（フ）第１２号
宮城県大崎市古川金五輪１丁目１番55号　エステート都築Ｂ棟202号
債務者　増子　清夏
1　決定年月日時　平成23年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月５日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２２年（フ）第２２３９号
京都市伏見区桃山町弾正島14番地２　エルシティ伏見桃山304号
債務者　西田　紘史
1　決定年月日時　平成23年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月５日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第２３１６号
京都市伏見区竹田七瀬川町44番地14
債務者　上野千加代
1　決定年月日時　平成23年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月５日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第２３２９号
京都府八幡市男山弓岡１番地　Ｂ16―502
債務者　佐桑　　徹
1　決定年月日時　平成23年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月５日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第４２号
京都市伏見区桃山町日向46番地の82
債務者　福田　功誠
1　決定年月日時　平成23年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月５日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第８３号
京都市伏見区小栗栖牛ケ淵町47番地　三光マンション103号
債務者　谷口明日香（債務発生時の姓奥村）
1　決定年月日時　平成23年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月５日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第２５４号
宮崎県延岡市稲葉崎町３丁目7435番地２
債務者　田口みき子
1　決定年月日時　平成23年２月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月５日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２３年（フ）第７号
宮崎県日向市大字財光寺283番地53
債務者　黒竹　惠子
1　決定年月日時　平成23年２月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月５日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２３年（フ）第８号
宮崎県日向市大字富高463番地１
債務者　椎葉　徳則
1　決定年月日時　平成23年２月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月５日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２２年（フ）第３００号
宮城県大崎市三本木字町浦29番地　ハイツクレパスⅢ―102号、従前の住所宮城県大崎市田尻小塩字八ツ沢26番地２
債務者　牛渡　七重（旧姓三浦）
1　決定年月日時　平成23年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月６日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２３年（フ）第８号
山形県新庄市下田町２番地の７　下田ハイツ106
債務者　下山　広一
1　決定年月日時　平成23年２月３日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月６日まで
山形地方裁判所新庄支部